前年度まで

第1段階

第2段階

第3段階

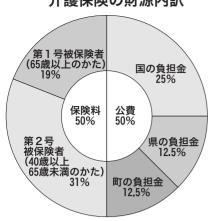
基準

第4段階

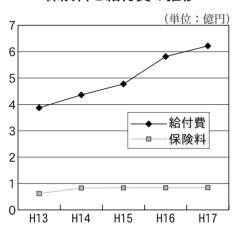
第5段階

険

### 介護保険の財源内訳



### 保険料と給付費の推移



国民健康保険

### 7月中に

## 「保険税の納税通知書」 をお送りします

国民健康保険税は、皆野町の国保に加入されている 被保険者に対してかかる税金です。病気やけがをした ときに安心して治療が受けられるように、皆さんで助 け合う制度です。

保険税を納めないかたがいると制度そのものが成り 立たなくなります。納期限内に納めましょう。

口座振替をご利用のかたは、各納期限に口座から振り替えになりますので、預金残高を確認してください。 また、40歳から64歳までのかたは、介護保険の第2

また、40歳から64歳までのかたは、介護保険の第2号被保険者となり、介護保険料分もあわせて納めていただくことになります。

問合せ 住民福祉課国保年金係

☎62-1230 内線102·103

◆納期限 第1期 7月31日(月) 第2期 10月2日(月) 第3期 11月30日(木)

第4期 1月31日(水)

第5期 4月2日(月)

#### 問合せ 費用 保険料の急激な増加を避けるた を月額3、 以上(第1号被保険者)の 護保険料の見直しを行 3年間の介護サービスにかかる うきめ 所得段階が上がった場合は、 得が低いかたの負担能力によ 平成 65歳 (給付費)などを推計して、 細かく対応できるよう く緩和措置をとります。 一険料率を段階的に引き上 介護保険 18年度から20年度まで 税制改正により保険料 以 住民福祉課介護保険係 変更しまし 100円に変更 Ê 0 料 か を た 0

### 平成18年4月からの介護保険料(

)は前年度まで

10十十月からの月設体候科( )は則十及まし				
	所得段階	対 象	者	月額
7	第1段階	・生活保護受給者 ・本人および世帯 税非課税の老齢 給者	全員が住民	1,550円 (1,200円)
	第2段階	本人および世帯全 員が住民税非課税	80万円以下 のかた	1,550円 (1,800円)
	第3段階	で、合計所得金額 +課税年金額が	80万円を超 えるかた	2,325円 (1,800円)
	第4段階 <b>基準</b>	本人が住民税非課 に住民税課税者が		3,100円 (2,400円)
	第5段階	本人が住民税課税	200万円 未満のかた	3,875円 (3,000円)
	第6段階	で合計所得金額が	200万円 以上のかた	4,650円 (3,600円)

### 国民年金

# 4分の1 4分の3 気隙が スタート!

経済的な理由や災害などにより保険料を納めることが困難なときは、申請し承認されると保険料が免除されます。

今月から、今までの全額免除と半額免除に加え、4 分の1免除と4分の3免除が導入されました。被保険 者の皆さんの負担能力に対応できるよう段階的に免除 基準を設定して、納付しやすい環境づくりを目指しま す。

免除が認められた期間は、年金を受ける資格期間に 算入されますが、年金額は通常の場合より少なくなり ます。免除期間の保険料は10年以内であれば追納する ことができますので、より多くの年金を受けるために 追納をおすすめします。

また、30歳未満のかた、学生のかたを対象とした 納付猶予制度もありますのでご相談ください。

**問合せ** 秩父社会保険事務所 ☎22-4425

住民福祉課国保年金係 262-1230 内線102

申請先はお住まいの市区町村役場で、原則として毎年申請が必要です。